

一般社団法人熊本県農業会議 常設審議委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県農業会議（以下「本会議」という。）定款（以下「定款」という。）第46条の規定に基づき、常設審議委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の処理を任務とする。

- 一 農地法第4条第4項及び第5項に基づき農業委員会から諮問のあった事項
- 二 農地法第5条第3項に基づき農業委員会から諮問のあった事項
- 三 その他法令に基づき県又は農業委員会から諮問のあった事項
- 四 総会又は理事会が必要と認めた事項

2 前項の処理については、理事会に報告するものとし、前項の処理後に開催される直近の理事会で行うものとする。

3 第1項に掲げる事項については、委員会の議決をもって、熊本県農業委員会ネットワーク機構の決定とする。

(常設審議委員の選出方法)

第3条 常設審議委員（以下「委員」という。）は、会長、副会長及び専務理事のほか、本規程に基づき、普通会员のうちから会長が理事会の了承を得て選任した者とする。

2 会長が前項の選任を行うにあたっては、次の各号ごとに候補者を互選する。

ただし、第1号及び第2号に掲げる会員については各号に掲げる人数の範囲内で各号ごとに互選された者とし、第3号から第5号に掲げる会員については定款第6条第4項の規定により本会議に対して提出した権利を行使する1名の者（以下「代表者など」という。）とする。

一 定款第6条第4項第1号に掲げる会員のうち、次項に掲げる地区の代表者 11名

ただし、会長、副会長、専務理事に選任されている場合は会長、副会長、専務理事とし、第3項第1号及び第4号の地区については、それぞれ熊本市及び山鹿市農業委員会会長とする。

二 定款第6条第4項第2号に掲げる会員のうち代表者 1名

ただし、会長、副会長、専務理事に選任されている場合は会長、副会長、専務理事とする。

三 定款第6条第4項第4号に掲げる会員の代表者等

四 定款第6条第4項第5号に掲げる会員の代表者等

五 定款第6条第4項第6号に掲げる会員それぞれの代表者等

3 前項第1号の地区は、次のとおりとする。

一 熊本地区

- 二 宇城地区
- 三 玉名地区
- 四 鹿本地区
- 五 菊池地区
- 六 阿蘇地区
- 七 上益城地区
- 八 八代地区
- 九 芦北地区
- 十 球磨地区
- 十一 天草地区

(委員候補者の互選)

第4条 前条第2項第1号の候補者の互選については、前条第3項に掲げる地区（第1号及び第4号は除く。以下「各地区」という。）において、会員の3分の2以上が参加し行うものとする。この場合の招集は各地区の農業委員会郡市協議会会長が行う。

2 前条第2項第2号の候補者の互選については、会員全員が参加し行うものとする。この場合の招集は本会議事務局長が行う。

3 第1項及び第2項の招集は書面又は電磁的記録をもってしなければならない。

(委員候補者の互選の時期等)

第5条 委員候補者の互選は、委員の任期満了を迎える年の5月末までに行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で第3条第2項第1号及び第2号に掲げる委員が欠けた場合は、第4条の規定に基づき、速やかにその後任の委員候補者の互選を行うこととする。

3 第3条第2項第3号から5号までの理事が欠けた場合は、それぞれ同号の代表者等の後任を委員候補者とする。

(委員候補者の決定の通知)

第6条 第4条の規定により、委員候補者が決定した場合には、所定の様式により次の者が本会議の会長（以下「会長」という。）に通知しなければならない。

なお、第3条第2項第3号から第5号にあつては、定款第6条第4項の届け出をもって、委員候補者決定の通知とみなす。

一 第3条第2項第1号の委員候補者のうち、各地区の候補者にあつては、当該候補者が所属する農業委員会郡市協議会会長、同条第3項第1号及び第4号の委員候補者にあつては、それぞれの農業委員会会長

二 第3条第2項第2号の委員候補者にあつては、本会議事務局長

(常設審議委員の選任手続きと決定)

第7条 前条の規定により通知を受けた会長は、遅滞なく理事会において委員選任の

賛否を決議しなければならない。

- 2 前項の選任は、理事の過半数の者が出席した理事会において、その過半数の賛同により決する。
- 3 前2項の決議において選任が否決された場合は、第4条から第6条に定める候補者互選の手続きからやり直すものとする。

(委員になることの承諾)

- 第8条 会長は、第3条の規定により、委員に選任された者に対して、書面又は電磁的記録をもって委員となる旨の承諾を求めなければならない。
- 2 前項の承諾を求められた者は、その求めのあった日から3日以内に書面又は電磁的記録をもって、委員に就任するか否かにつき回答しなければならない。
 - 3 前項の期間内に委員に就任する旨の回答がなかった場合は、その者は委員に就任することを承諾しなかったものとみなす。
 - 4 前項の承諾がなかったときは、直ちに第4条から第6条に定める候補者互選の手続きからやり直すものとする。

(就任)

- 第9条 委員は、就任を承諾した日をもって就任するものとする。

(委員の任期)

- 第10条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(構成等)

- 第11条 委員会は、すべての委員をもって構成し、本会議定款第41条に規定する任務を遂行する。
- 2 委員は、委員会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
 - 3 委員会が行う事務処理の詳細については、別途理事会においてこれを定める。

(招集等)

- 第12条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員会で定めた順序により、他の委員が当たる。
- 2 委員会を招集するときは、やむを得ない場合を除き、委員会の1週間前までにその委員会の日時、場所及び附議すべき次項を定め、通知しなければならない。

(定足数)

- 第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(開催日)

- 第14条 委員会は、原則として毎月20日に開催する。なお、定例日が日曜・祝日・閉庁日に当たる場合は、その日の翌日とする。

(議長)

第 15 条 委員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員会で定めた順序により、他の委員が当たる。

(議席)

第 16 条 委員会の議席は、会長が定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

(欠席)

第 17 条 委員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

2 議長は、委員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した委員に対し通知しなければならない。

(出席状況の報告)

第 18 条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、委員の出席の状況を委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本会議の事務局職員をして行わせることができる。

(決議の方法)

第 19 条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(議事参与の制限)

第 20 条 議題の採決に当たって、委員は自身が提出又は関与する議題の採決に加わるできない。

2 委員以外の普通会員（以下「会員」という。）は議事に参与することができない。

(委員以外の会員の出席等)

第 21 条 委員以外の会員が委員会に出席するときは、会長の許可を受けなければならない。ただし、会長の求めに応じて出席したときは、この限りでない。

2 委員以外の会員が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(議事録)

第 22 条 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、定款第 4 5 条の規定に基づき議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める次項を記載又は記録して議長及び出席委員の中から、その委員会において選任された議事録

署名人2名以上が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10年間本会議の主たる事務所に備え置かなければならない。

(公開の原則)

第23条 委員会は原則公開するものとし、傍聴の希望があった場合はこれを認めるものとする。

2 傍聴を希望する者は、会議の前日までに傍聴する者の氏名及び住所、傍聴理由を記載した本会議所定の申込書を本会議に提出しなければならない。また、傍聴人の身元が明らかでないときは、本人確認に必要な書類の提出を求めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2項で提出された傍聴理由が次条に抵触するおそれがあるとき、又は委員会会場に用意できる座席数を上回る傍聴希望があるなど合理的な理由がある場合は傍聴の希望を制限することができる。

(傍聴人の制限)

第24条 次に掲げる者は傍聴席に立ち入ってはならない。

- 一 前条の傍聴の申込み手続きを行っていない者
- 二 凶器その他危険な者を持っている者
- 三 容儀を乱し又は酩酊している者

2 傍聴人は、次に掲げる次項を守らなければならない。これに違反し、委員会の秩序を乱すおそれがあるときは、会長は退席を命じ、傍聴人はこれに応じなければならない。

- 一 あらかじめ定められた場所に着席すること。
- 二 杖、旗、のぼり類を携帯しないこと。
- 三 傍聴席にあたっては静粛にし、委員会における言論に対し、暴言、拍手その他喧噪にわたる行為をしないこと。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。